

## 2. 草津市開発行為の手続および基準等に関する規則

(平成 24 年草津市規則第 39 号)

### 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条) .....               | 1  |
| 第 2 章 開発行為の手続 (第 4 条—第 29 条) .....         | 1  |
| 第 3 章 開発行為の基準                              |    |
| 第 1 節 都市計画法の規定に基づく基準 (第 30 条—第 34 条) ..... | 7  |
| 第 2 節 公共公益施設の整備基準 (第 35 条—第 39 条) .....    | 8  |
| 第 4 章 町内会等 (第 40 条) .....                  | 10 |
| 第 5 章 雑則 (第 41 条—第 46 条) .....             | 10 |
| 別表 (第 35 条第 3 号関係) .....                   | 13 |